

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について

平成 21 年 8 月 5 日

内閣府大臣官房長

申合せ

最高裁判所事務総局秘書課長  
最高裁判所事務総局総務局長

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）を実施するため、次のとおり申し合わせる。

1 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべき裁判文書は、事件記録等保存規程（昭和 39 年最高裁判所規程第 8 号）第 4 条に規定する保存期間が満了したもの（(2)の事件記録については、当該事件に係る事件書類の保存期間が満了したものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、裁判所において展示資料等として現に使用しているもの、同規程第 9 条第 1 項に基づき保存されているもの、及び訴訟関係人の利益保護等のために訴訟手続において採られた措置等にかんがみ、裁判所において保存することが適当であると認められるものは、この限りでない。

(1) 民事事件（民事訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件をいう。以下同じ。）の判決書の原本及びその附属書類（同規程第 6 条に規定する附属書類をいう。）

(2) 事件記録等保存規程第 9 条第 2 項に基づき保存されている民事事件の事件書類（同規程第 2 条第 2 項に規定する事件書類をいい、(1)に該当するものを除

く。)及び事件記録(同規程第2条第1項に規定する事件記録をいう。)

2 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣(国立公文書館)に移管すべき司法行政文書は、最高裁判所司法行政文書取扱要領(平成17年12月12日付け最高裁秘書第003688号事務総長依命通達(同取扱要領が廃止され、同種の取扱要領が制定された場合は、新たな取扱要領による。))に定める保存期間(保存期間の延長があった場合には、延長後の保存期間)が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

(1) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書(当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。)

(2) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定に基づく裁判所の事務の実績が記録されたもの

(3) 以下の①から④までのいずれかに該当するもの

① 文書を作成し、又は取得したときから保存期間が30年以上経過したもの(保存期間が30年未満であっても、延長により結果として30年以上経過した文書を含む。)

② 最高裁判所がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料

③ 3(5)の規定により、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの

④ 3(6)の規定により、合意した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したもの

(4) 裁判所の保有する司法行政文書であって、(1)から(3)までのいずれにも該当

しないもののうち、結果として司法制度上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、最高裁判所長官と合意したもの

3 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。

(1) 裁判所から内閣総理大臣への裁判文書の移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて策定する移管計画に基づいて行う。

(2) 裁判所から内閣総理大臣への司法行政文書の移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする司法行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。

(3) 最高裁判所長官は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要のあるものを除く。）のうち、2(1)から(3)までの一に該当するものを、以下の①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に申し出ることとする。

① 2(3)①に該当する文書のうち、人事評価、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの

② 2(1)から(3)までに該当する文書のうち、最高裁判所長官が当該文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの

(4) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、最高裁判所長官から申出のあった司法行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、2(4)に該当する可能性のある司法行政文書があると認められる場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

(5) 内閣総理大臣は、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的

に作成される司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。

(6) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官と協議の上、特定の国政上の重要事項等として合意した事項に関連して作成された司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

(7) 国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を最高裁判所長官に求めることができる。この場合において、最高裁判所長官は、司法行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。